

田川市人に優しくうつくしいまちづくり条例をここに公布する。

平成19年12月25日

田川市長 伊藤 信勝

田川市条例第22号

田川市人に優しくうつくしいまちづくり条例

目次

第1章 総則

第2章 人に優しくうつくしいまちづくり

第3章 市民啓発

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人に優しくうつくしいまちづくりについて、基本理念並びに市民等、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、その施策の基本事項を定めることにより、市民等が安全で快適な環境の中で生活を営めるよう、清潔で人に優しくうつくしいまちづくりを目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 人に優しくうつくしいまちづくりは、すべての市民が他人を思いやり、互いに譲り合う精神を持って、自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

2 人に優しくうつくしいまちづくりは、すべての市民がふるさと「たがわ」を愛するものの一人として、誇りを持って推進しなければならない。

(関係条例の定め)

第3条 この条例は、人に優しくうつくしいまちづくりについて、基本理念を定めるものであり、その推進については、田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年条例第12号）、田川市環境基本条例（平成18年条例第4号）の定めるところによる。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器及びチューインガムのかみかす、紙くずその他散乱性の高いごみをいう。

- (2) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべてのものをいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過するものをいう。
- (4) 土地所有者等 本市の区域内において、土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (5) 粗大ごみ テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンその他家電製品、家具、自転車等で廃棄するものをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (7) 愛がん動物 犬、猫その他の愛がん用の動物をいう。
- (8) 飼い主 愛がん動物の所有者及び飼養管理している者をいう。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため必要な施策を定め、これを実施するとともに、市民等、事業者及び土地所有者等に対して必要な指導及び協力等の要請を行うものとし、また、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民は、その居住する地域における環境美化活動に積極的に参加する等うつくしいまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者のうち、たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売するものは、その販売する場所にたばこの吸い殻及び空き缶等を収納するための回収容器等を設置するとともに、これらを適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるたばこの吸い

殻及び空き缶等の散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(総合的推進)

第9条 市民等、事業者及び市は、それぞれの責務を自覚するとともに、相互に協力し、一体となって人に優しくうつくしいまちづくりの推進を図るものとする。

第2章 人に優しくうつくしいまちづくり

(清潔の保持)

第10条 土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 市民等は、公園、広場、キャンプ場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つよう努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第11条 市民等は、自ら生じさせたたばこの吸い殻、空き缶等のごみ、粗大ごみを適正に処理し、その散乱防止に努めなければならない。

2 市民等は、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻、空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

(喫煙者の責務)

第12条 喫煙をする者は、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙しないよう努めなければならない。

2 喫煙をする者は、たばこの吸い殻入れが設置されていない場所において喫煙する場合は、携帯用吸い殻入れ等を使用することにより、たばこの吸い殻の散乱を防止しなければならない。

(愛がん動物の飼い主の責務)

第13条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 愛がん動物が住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適切に管理すること。
- (2) 愛がん動物を屋外に連れ出すときは、愛がん動物の汚物を衛生的に処理するための

用具を携行し、適切に処理すること。

(3) 愛がん動物の汚物により土地、建物及び公共施設等を汚し、又は生活環境を損なったときは、適切な処置を講ずること。

2 飼い主は、愛がん動物の飼育をやめようとするとき及び愛がん動物が死亡したときは、みだりに捨てることなく、自らの責任において適切に措置しなければならない。

第3章 市民啓発

(市の啓発活動)

第14条 市は、人に優しくうつくしいまちづくりの推進に関する啓発を積極的に行うとともに、市民等及び事業者によるモラル・マナーの向上に関する活動を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(うつくしいまちづくり月間)

第15条 本市におけるたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱にかんがみ、市民等、事業者及び土地所有者等の間に広く、うつくしいまちづくりの推進についての理解と関心を深め、積極的に自主的な活動を行う意欲を高めるため、うつくしいまちづくり月間を定める。

2 うつくしいまちづくり月間は、毎年7月とする。

3 市は、うつくしいまちづくり月間にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(指導及び勧告)

第16条 市長は、第7条第2項、第10条第1項、第11条第1項、第12条の規定に違反したものに対し、環境美化を著しく阻害すると認めるときは、原状回復及び回収容器の設置その他必要な措置を講ずるよう指導を行い、それに従わないときは必要な勧告をすることができる。

2 市長は、飼い主が第13条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し必要な措置を講ずるよう指導を行い、それに従わないときは必要な勧告をすることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その氏名及び当該勧告を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ公表されるべきものにその

理由を通知しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。